　別紙（第７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 職員就業規則第60条に規定する年次有給休暇  2 職員就業規則第61条に規定する病気休暇のうち，業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するもの  3　 職員就業規則第62条別表第３に規定する特別休暇   |  | | --- | | （1）選挙権行使, （2）証人等としての出廷，（3）骨髄液提供，（4）ボランティア，（5）結婚，（6）産前，（7）産後，（8）保育時間，（9）配偶者の出産，（10）男性職員の育児参加，（11）子の看護，（12）介護，（13）忌引，（14）父母の追悼，（15）夏季一斉休業，（16）夏季休暇，（17）住居の破壊，（18）交通機関の事故等，（19）退勤途上の危険回避，（20）リフレッシュ休暇 |     4 国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程第4条第1項第1号及び第3号から第5号までの規定による勤務しないことの承認   |  | | --- | | ・第1号　レクレーションへの参加を承認された場合  ・第3号　保健指導又は健康診査を受けることを承認された場合  ・第4号　通勤緩和，休憩等により勤務しないことを承認された場合  ・第5号　総合的な健康診断（人間ドック）を受けることを承認された場合 |     　5　 国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程第26条に規定する部分休業    6 職員就業規則第12条第1項第3号から第7号までの規定による休職   |  | | --- | | ・第3号　他の国立大学に出向する場合  ・第4号　学校，研究所，病院等本学が指定する公共的施設における学術に関する調査・研究等  ・第5号 科学技術に関する，国と共同して行われる研究に係る業務を他の施設で従事する場合  ・第6号　研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合で本学の職務に従事することができない場合  ・第7号　国際機関，外国政府の機関等からの要請に基づいて派遣される場合 |     7 業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職  8 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる職員就業規則第12条第1項第1号に規定する休職    9 職員就業規則第63条に規定する生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇  10 その他学長の認める事由 |